

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】市民課・住民記録担当

個人情報ファイルの名称	住民記録システム	
行政機関等の名称	鶴ヶ島市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理、住基法に基づく証明発行 中長期在留者住居地届出事務、特別永住者証明書の交付に関する事務において使用	
記録項目	1住所、2氏名、3性別、4生年月日、5続柄、6世帯主、 7住民となった日、8住所を定めた日、9届出年月日、 10本籍、11筆頭者、12従前住所、13個人番号、 14住民票コード、15外国人項目	
記録範囲	鶴ヶ島市に住民登録がある者	
記録情報の収集方法	転入届出、他市町村からの通知、出入国在留管理庁からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鶴ヶ島市総務部市民課	
	(所在地) 〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年2月8日